

## 滋慶医療科学大学院大学 研究倫理規程

### (目的)

第1条 この規程は、滋慶医療科学大学院大学（以下「本大学院大学」という。）における学術研究が、倫理的、法的、社会的に適正に実施され、当該学術研究の信頼性と公正性が確保されることを目的として、研究に従事するすべての研究者及び研究支援者が遵守すべき事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この規程において「研究者」とは、本大学院大学の教員及び本大学院大学で研究活動に従事する学生及び研究生、並びに本大学院大学で研究活動を行う共同研究者等、研究に関わるすべての者をいう。ただし、学生の研究については必ず指導教員の指導の下に行うものとし、当該研究の責任者は指導教員とする。

2 この規程において「研究支援者」とは、前項の研究者の研究活動を支援する事務職員等をいう。

### (研究者の基本的責務)

第3条 研究者は、次の各号に掲げる事項を基本的責務とする。

- 一 研究者は、滋慶医療科学大学院大学における研究者および研究支援者の行動規範に基づき、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、良心と信念に従って誠実な行動を取らなければならない。
- 二 研究者は、国際的に認められた規範、規約及び条約、国内の法令、告示等、及び本大学院大学の諸規定を遵守しなければならない。
- 三 研究者は、常に自己の専門研究能力の向上を目指し、自己研鑽に努めなければならない。
- 四 研究者は、多様な価値観を理解し、かつこれを尊重するとともに、個人の属性や思想信条等による差別を行ってはならない。また、研究上の立場を利用したハラスメントを行ってはならない。
- 五 研究者は、共同研究者、研究協力者等の人格並びにそれぞれの学問的立場を尊重しなければならない。

### (研究のための情報・データ等の収集、利用、管理、および保存)

第4条 研究者は、資料、情報、データ等を科学的かつ倫理的に適切な方法で収集しなければならない。

2 研究者は、収集した資料、情報、データ等を適切な期間保存し、消失、漏えい、改ざん等を防ぐための適切な措置を講じなければならない。ただし、関連する法令等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。

### (個人情報の保護)

第5条 研究者は、研究のために収集した個人を特定できる資料、情報、データ等について、本大学院大学個人情報保護基本規程の定めに従い、適正に取り扱わなければならない。

2 研究者は、研究のために収集した資料、情報、データ等について、匿名性を保証しなければならない。

### (利益相反)

第6条 研究者は、研究活動を行うにあたり、資金提供の財源、関連組織との関わり、及び

可能性のあるすべての利害関係の衝突に注意し、公共性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(機器、薬品・材料等の安全管理)

第7条 研究者は、研究活動において使用した機器、薬品及び材料等を用いるときは、関係法令等を遵守し、安全管理に努めなければならない。

2 研究者は、研究活動における使用済みの薬品及び材料等について、責任をもって最終処理を行わなければならない。

(研究成果の公表)

第8条 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため、研究成果を公表するよう努めなければならない。ただし、知的財産権等の取得及びその他合理的理由のために公表に制約がある場合は、その合理的期間内において公表しないことができる。

2 研究者は、研究成果の発表に際しては、他の研究のもつ優先性を尊重するとともに、他者の知的財産権その他の権利を侵害してはならない。

3 研究者は、研究成果の捏造、改ざん、又は盗用等の不正行為をしてはならない。

4 研究者は、研究を遂行する上で得た助言、援助等に対し、研究成果の発表時に、適切に謝意を表さなければならない。

(オーサーシップ)

第9条 研究者は、研究活動に実質的な関与をし、研究内容に責任を有し、研究成果の独自性に十分な貢献をした場合に、オーサーシップが認められる。

2 共同研究の成果発表に際しては、共著者とその順位、連絡責任者を適切に決定し、共同研究者全員の合意を得なければならない。

(研究費の適切な取扱い)

第10条 研究者及び研究支援者は、研究費が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、その他の団体からの助成金、寄付金等によって支えられていることを常に留意し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

2 研究者及び研究支援者は、研究費の使用にあたっては、本大学院大学の諸規定及び当該研究費の使用規程等を遵守し、その使途に関する書類等を適切に管理し、研究期間終了後も一定期間保存し、適切に説明責任を果たせるように努めなければならない。

(他者の業績評価)

第11条 研究者は、論文査読、審査委員等の委嘱を受けて他者の業績評価を行うときには、評価基準、審査要項等に基づき、公正な判断に努めなければならない。

2 研究者は、他者の業績評価に関わり知り得た情報を不正に利用または漏洩してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第12条 研究者は、研究活動を行うにあたり、いかなるハラスメントも行ってはならない。

(不正行為への対応)

第13条 本大学院大学は、研究活動に関わる不正行為を防止するため、滋慶医療科学大学院大学における研究活動不正行為等防止規程並びに滋慶医療科学大学院大学における公的研究費の適正管理及び不正使用防止に関する規程の定めに従い、必要な措置を講じる。

2 本大学院大学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、研究機関としての説明責任を果たす。

(インフォームドコンセント)

第14条 研究者が、人または人由来試料を対象とし、個人の行動、環境、心身等に関する情報およびデータ等を収集または採取して研究を行う場合は、提供者に対して事前に十分な説明を行い、提供者から自由意思に基づき明確な同意を得なければならない。

2 組織又は団体から、当該組織又は団体等に関する資料、情報及びデータ等の提供を受ける場合も前項に準ずるものとする。

(学長の職務)

第15条 学長は、本大学院大学における研究の実施に関する総括責任者とし、次に掲げる職務を行う。

一 本大学院大学における研究の計画または変更の妥当性を確認し、その実施を承認すること。

二 本学における研究の進行状況および結果を把握し、研究が倫理的、法的または社会的に適正に実施されるよう必要な措置を講ずること。

三 研究が適切かつ安全に行われるために必要な基本的事項を定めること。

(研究倫理教育の実施)

第16条 本大学院大学に研究倫理教育責任者を置き、研究科長をもってこれに充てる。

2 研究倫理教育責任者は、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

一 本大学院大学の教職員に対して、研究倫理教育を定期的実施すること。

二 本大学院大学の学生に対して、教育研究上の目的及び専門分野の特性に応じて、研究倫理教育を実施すること。

三 研究者の研究倫理の向上、不正行為の防止等を目的とした啓発活動及び倫理教育の計画を策定し、実施すること。

(研究倫理委員会の設置等)

第17条 第1条の目的を達成するため、本大学院大学に滋慶医療科学大学院大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置き、次の各号に掲げる事項を審議する。

一 本大学院大学で実施し、かつ第14条の規程に該当するすべての研究についての研究実施計画等の審査に関すること。

二 前号の規定に関わらず、本大学院大学におけるすべての学生が実施する研究についての研究実施計画等の審査に関すること。

三 その他、研究者が倫理審査を受ける必要があると判断した研究の研究実施計画等の審査に関すること。

四 前三号の研究についての検証に関すること。

五 その他研究の倫理全般に関すること。

2 委員会は、次の各号の委員で組織する。

(1) 研究科長

(2) 専任の教授、准教授、講師及び助教から若干名

(3) 大学院大学以外から有識者若干名

(4) 大学院大学事務部長

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は研究科長をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、前任者が任期途中で辞任した場合の

後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第18条 委員会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員会は、次の各号に掲げるすべての事項を満たさなければ、開くことができない。

一 委員の過半数が出席すること。

二 第17条第2項(3)に規定する委員が1人以上出席すること。

三 男女両性の委員がそれぞれ1人以上出席すること。

3 委員会の議は、出席委員の3分の2以上の多数により決する。

4 委員会の決議について、特別な利害関係を有すると委員長が認めた委員は、議決に加わることができない。

5 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができるものとする。

6 委員会の審査結果およびその議事録は、公開する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、公開しないことができる。

(研究責任者等の職務)

第19条 研究責任者(当該研究を代表する者をいい、学生の場合は指導教員をいう。以下同じ。)は、次に掲げる職務を行う。

一 研究に関して、内外の入手し得る資料および情報に基づき、研究計画またはその変更の科学的妥当性および倫理的妥当性について検討すること。

二 前項の検討の結果に基づき、研究計画を記載した書類(以下「研究実施計画書」という。)または研究計画の変更の内容等を記載した書類を作成し、研究開始1月前に研究実施計画書を学長に提出することを原則とすること。

三 研究を総括し、および研究計画を分担して実施する研究者(以下「研究分担者」という。)に対し必要な指示をすること。

四 研究が研究計画書に従い適切に実施されていることを随時確認すること。

五 第24条第1項および第2項に規定する手続を行うこと。

六 学生がともに研究活動に関わるときは、広く教育的見地に立ち、学生が不利益を被らないよう十分な配慮をすること。

七 その他研究計画を総括するに当たって必要となる措置を講ずること。

2 研究責任者および研究分担者(以下「研究責任者等」という。)は、法令、所轄省庁の告示、指針等、およびこの規程を含む本学の規程等(以下「法令等」という。)を遵守しなければならない。

3 研究責任者等は、研究倫理に関する講習や教育を受けなければならない。

(委員会における審査)

第20条 委員会は、研究責任者から提出された研究実施計画書に基づき、研究計画に関して次に掲げる事項を審査する。

一 法令等に適合しており、必要な手続を経ていること。

二 倫理的および科学的見地から適正かつ妥当な内容であり、実施にあたり必要な安全を確保していること。

2 委員会の審査判定の区分は、次の通りとする。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 修正・補充の勧告

(4) 不承認

3 学長は、委員会の審査結果の報告を受け、速やかにその結果を研究責任者に通知するものとする。

(研究の履行状況の实地調査)

第21条 委員会は、承認された研究が研究実施計画書に沿って適切に行われているかを随時实地調査することができる。

2 委員会は、前条の实地調査の結果、研究活動が研究実施計画書と異なると認めるとき、または法令等に違反していると認めるときは、その旨を速やかに学長に報告する。

(是正措置)

第22条 学長は、次に掲げる場合は、研究責任者に対し研究方法の改善もしくは研究の一時停止を勧告し、または第20条第2項の承認を取り消すことができる。

一 委員会から異議の申し立てがあった場合

二 前条第2項の報告を受けた場合

(異議の申し立て)

第23条 研究責任者は、次の各号のいずれかの場合において、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

一 第20条第2項の判定が、条件付き承認、修正・補充の勧告、又は不承認となった場合

二 前条の規定により研究方法の改善もしくは研究の一時停止を勧告された場合または第20条第2項の承認を取り消された場合

2 学長は、前項の規定による異議の申し立てを受けたときは、速やかに委員会に審査を依頼し、その結果を研究責任者に通知しなければならない。

(研究結果の報告)

第24条 研究責任者は、学長が承認した研究の実施期間終了後、速やかに研究結果報告を学長に提出しなければならない。

2 研究の実施期間が複数年度にわたる場合は、各年度末までに研究経過報告を学長に提出しなければならない。

3 研究結果報告および研究経過報告を提出しない研究責任者が、新たに別の研究実施計画書を学長に提出した場合は、学長はこれを受理しない。

(細則の制定)

第25条 この規程に基づく細目は、別に細則をもって定める。

(規程の改定)

第26条 この規程の改正は、研究科教授会の議を経て、学長が行う。

## 附 則

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より改正施行する。

この規程は、平成27年12月9日より改正施行する。